

学校法人会計について

学校法人は、教育研究活動を主たるものとし企業のように営利を目的とすることはできません。

企業会計と学校会計の違いは、企業会計が収益と経費から経営成績の内容を知ることに対して、学校会計は計算書類によって財務分析を行い、教育研究活動が円滑に遂行されているかを知るところにあります。

教育研究活動を行うためには、施設・設備の充実を図り、そのためにも財務状況を正確に把握し、健全な経営が必要となってきます。

学校法人は、国及び地方公共団体に申請を行い、その結果、補助金が交付されます。

補助金を交付された学校法人は、「学校法人会計基準」に従い会計処理を行い、計算書類を作成します。

学校法人は、私立学校法(昭和24年法律第270号・第59条第8項)の規定に基づき、学校法人会計基準が定められており、計算書類を作成しなければなりません。

学校法人会計基準では、「資金収支計算書」「消費収支計算書」「貸借対照表」の作成が義務となっています。

- 1 資金収支計算書及びこれに附属する内訳表
 - ・ 資金収支内訳表
 - ・ 人件費支出内訳表
- 2 消費収支計算書及びこれに附属する消費収支内訳表
- 3 貸借対照表及びこれに附属する明細表
 - ・ 固定資産明細表
 - ・ 借入金明細表
 - ・ 基本金明細表

資金収支計算書

当該会計年度、諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容並びに当該年度における支払資金(現金及びいつでも引き出せる預貯金)の収入及び支出の顛末を明らかにするものです。

消費収支計算書

当該会計年度の消費収支の消費収入及び消費支出の内容及び均衡の状態を明確にし経営状況を表すものです。

学校法人に帰属する負債にならない収入と、資産・借入金・積立金などを除いた支出を計上します。

貸借対照表

年度末における資産、負債、基本金及び収支差額を算出し、学校の経営状態を表したものです。

学校法人会計勘定科目の説明

資金収支・消費収支計算書共通科目

学生生徒等納付金収入：授業料・施設費・入学金などの学生・生徒から納入されたものです。

手数料収入：入学検定料や証明書発行手数料などです。

寄付金収入：用途指定のある寄付金を特別寄付金といい、それ以外の寄付金を一般寄付金といいます。

補助金収入：国や地方公共団体などから交付されるものです。

資産運用収入：預貯金の受取利息などの収入です。

事業収入：売店などによる補助活動収入や外部から研究委託を受ける受託研究収入などの収入です。

人件費支出：教職員に支給する給与・賞与・退職金、専任教職員の退職金財団掛金などです。

教育研究経費支出：教育・研究活動に支出する経費です。
消耗品費・印刷費・光熱水費・旅費交通費・奨学費・修繕費・保守料・賃借料・業務委託費などがあります。

管理経費支出：法人業務や学生・生徒募集活動など、教育・研究活動以外の活動に支出する経費です。

資金収支計算書独自科目

前受金収入：4月以降分（前期分等）の学費などが3月末日までに納入されたときの収入です。

資金収支調整勘定：当年度の活動に供されているが、前年度以前や翌年度以後に収入・支出となるものが決算時に存在しているときの調整勘定のことです。

前期末前払金→当該年度中に支払う支出のうち、前年度までに支払済のものです。

前期末前受金→当該年度中の収入のうち、前年度までに入金済のものです。

期末未払金→当該年度中に支払う支出のうち、翌年度以降に支払うものです。

期末未収入金→当該年度中の収入のうち、入金翌年度以降になるものです。

施設関係支出：建物、構築物、建設仮勘定、施設利用権などの支出をいいます。

設備関係支出：教育研究用機器備品、その他の機器備品、図書、車両などの支出をいいます。

消費収支計算書独自科目

帰属収入：学生生徒等納付金・手数料・寄附金・補助金などの学校法人の主要収入であり、借入金のように返済義務のある収入を除外した収入です。

消費収入：帰属収入から、教育研究の維持・充実に必要な資産を継続的に保持するための基本金への組入額を控除したものです。

消費支出：人件費・教育研究経費・管理経費・借入金利息など学校運営に必要な費用の支出です。

退職給与引当金繰入額：教職員が退職した場合、規程に基づいて支払われる退職金を、予め毎年度の負担額として消費支出（退職給与引当金繰入額）により計上するものです。

減価償却額：長期間使用できる建物などを使用可能であろう期間に分割して費用計上するもので、固定資産のうち建物・構築物・機器備品を、年数の経過によりその価値が減少するものと考えて、取得原価を毎年度の消費支出に費用配分したものです。

資産処分差額：不動産などを売却し、その代価が帳簿残高を下まわった場合に計上する差額です。

基本金組入額：学校法人が、諸活動の計画に基づき、教育研究の維持・充実に必要な資産を継続的に保持するための金額であり、帰属収入から組入れた金額で第1号基本金から第4号基本金があります。

貸借対照表科目

有価証券：国債・地方債・社債・金融債・株式などがあります。

00引当特定資産（または預金）：校舎・施設の増設や改築、機器備品その他の設備の拡充や買い替えなど、将来の特定の支出に備えるために資金を留保した場合に設ける勘定科目です。

現金預金：現金、各種預金、郵便貯金などです。

長期借入金と短期借入金：

長期借入金→返済期限が年度末後1年をこえる借入金です。

短期借入金→返済期限が年度末後1年以内の借入金です。

預り金：給料・報酬などにかかる源泉所得税、住民税など他に支払うための金銭の受入額をいいます。

繰越消費収支差額：本年度以前の各年度の消費収入から消費支出を差し引いた差額の累計額です。

基本金：第1号基本金＝自己資金で購入し、設立や規模の拡大若しくは、教育の充実向上のために取得し、継続的に保持すると考える固定資産の額

第2号基本金＝将来取得する固定資産にあてるために積み立てる預金等の資産の額

第3号基本金＝基金として継続的に保持し、運用する金銭その他の資産の額

第4号基本金＝文部大臣が定める恒常的に保持すべき資金の額